

その他（2） 安城市子ども・子育て会議委員について

安城市子ども・子育て会議につきましては、「安城市子ども・子育て会議条例第4条」の規定により組織されており、子どもの保護者、事業者、労働者、関係機関や関係団体からそれぞれ代表の方に委員になっていただいております。

このうち、子どもの保護者につきましては、未就学児である保育園、幼稚園及び認定こども園からは代表の方に委員になっていただいておりますが、小中学校からは代表の方に参加していただけていないのが現状です。

このため、令和3年度から、安城市内の各小中学校のPTA会長、母親代表、校長先生で組織されている「安城市小中学校PTA連絡協議会」から代表として1名を選出し、委員となっていただくことを予定しておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。